





います。

○横議委員 この方法の誤まつたことについては後日まただすことにして、さるに、その際における政府の処理は、これまたきわめて当を得たものではなかつた。しかも政府が払い下げた財産というものは、また次から次へと転売が行われておる。また、土地を買った者がそこに建物を建てた、あるいはまたその買った建物に対して大修理を加えた、あるいは増築をした、そういうように買ったものが非常に移動が行われておるにもかかわらず、政府がこれに対して、一括して何日までに返せというような方法でやつたから、先ほど私が質問したように、平和条約の十五条(回)項におけるものは、いわゆる原状回復だけの責任を負わしたものであつてもかかわらず、原状以上のものを取り上げた。しかもこれに対して、大蔵省としては全然その事件に出でていません。信託会社等の代行機関にやらせたり、また向うのMPの圧力をかけてやらして、全然このものにタッチしていない。こういうようなものに対して、一体補償といふものはどうするつもりか。この補償に対する別項で、払い下げ価格だけでは時価との間に相当の差があるから、一応払い下げ価格だけで処理するけれども、あとでまた法律を制定して、このマイナスの部分に対して補償するということがきまつておる。にもかかわらず、戦後十何年経つてもはや戦後ではない、こ

ういうふうにいわれておるときに、いまだその補償をしていないというのはどういうわけです。一体法律はいつ出

外財産とどこに関係がある、こういうふうに言ふて、これを口実として今日までこの財産との関連がある、この処理が在外政府の考え方の誤まりであった。一体在

お話しの通り、補償に關しましてそれ

その政令に規定がございまして、そ

れ

い、

国際法によらなければ処理できな

い。ところがこの問題は、国際法では

なくて国内法で処理できる問題だ。こ

れはどうして処理できなかつたかとい

うと、明確に政府の考え方自体が誤

まつておつた。敵産管理に對して、これ

も管理したものを見收したもの、これ

は自分がただでどつたものであるから

どういうふうにしてもいいのだ、こう

いう誤まつた考え方に出たところに第

一の出発点があつた。第二の出発点

は、これに對して直接返還命令を出し

たといふことに誤りがある。在外財産

と同様、これまた戦争の被害の一つで

ある、こういうふうな考え方を持つて

おるが、所有權の移動といふものは、

大蔵大臣から個人に移つた場合と個人

から個人に移つた場合は同じなん

です。同様に見るべきものなんです。そ

の処理を誤まつたものであつて、在

外財産との關係があるという考え方を

持つたならば、これは明確に違う。し

かも在外財産の補償問題は、今日額額

五百億円において、その給付金とい

う問題において解決をつけようとした。

この給付金といふ問題において解決を

したのを見てみると、この問題と

明確に性格が違うということが出てき

たと大蔵省自身も考えるだろうと思

う。そこでこの問題は、在外財産の補

償問題とは性格が違う。従つてこれは

国内法だけで処理できる問題である。

大蔵大臣と、これから払い下げを受け

た個人との間、その間における時価評

定の問題だけで解決しなければなら

うふうな無神經なことで、国民生活

の問題を處理することは私はできな

いと思う、当然これは今日の時価評価

を作ります場合に、十分御審議をいただ

ります。

正當なる報酬が払われなければなかつたはずである、この補償を早くやるべきだ。それならば、一体あの戦後進駐軍が来た、それに対し日本の個人の家屋や何かたくさん強制借り上げ、ある額だけはとりあえず支払つたが、そのまた返還政令あるいは株式回復政令におきましては、損失の処理につきましては、

かつての売却時におきましての金

額だけはとりあえず支払つたが、その他の処理については別に法律を定める

ありますとともに、いろいろと關係す

る性質を持っております。最近私ども

も新聞等で承知させていただいており

ますように、在外財産問題についてど

うするかといったよなのがその一つ

の例でございますが、要するに戦争の

一つの跡始末といたしまして、関係す

るところ非常に広うございますので、

それら全体をにらみ合せましての処理

の例でございますが、要するに戦争の

一つの跡始末といたしまして、関係す

るところ非常に広うございますので、

ございましてお話しの通り、戦後十

年以上けみした今日におきまして、戦

争の跡始末という意味におきまして、

どうに考えて今までおこなつてきました

ところ非常に広うございますので、

ございましてお話しの通り、戦後十

年以上けみした今日におきまして、戦

争の跡始末という意味におきまして、

く性質のものでございまして、まずその時期はいつをとつて損失とするか、あるいはさらに、一体損失があつたのかないのかという問題も、個々についてながめますればございまして、いろいろ慎重に考え方をしていただきたいものがございます。

最後に、今や法律を制定すべき時期に来たのではないか、こういうふうにおっしゃっておられますするが、以上申上げましたような意味合いにおきまして、大蔵省管財局が主管しておりますのは以上返還政令を中心としたものでござりますが、関係するところは内閣全体に及んだものでござりますので、全部を通じまして、不統一にならない研究の仕方をして参りたい、こう協議を続けて参りたい。ただいまのと同時に、他方において関係の省庁との協議を続けて参りますと同時に、他方において関係の省庁との協議を続けて参りたい。ただいまのところそういうふうに考へるわけでござります。

— 1 —

しておるわけでしょう。それからまた十何年たつても解決がついておらぬといふことも、これは当局がたた慎重に慎重に對しておるに」というふうな考え方で、その及ぼしておる迷惑ということを考慮しないからないから、どうやろうかこうやろうかこういうふうな長引いたことをやつてきておる。しかもまた戦争の跡始末に対する熟練していない、ほとんど経験がないから、どうやろうかこうやろうかと考えては引き延ばしきしてきてしまった。これはもとと迅速に明確に整理するならば、國民に迷惑をかけないで、すつきりとした形で整理のできぬ問題である。従つて今あなたによつてこの立法措置が返答できないとするならば、これはすみやかに省議にかけられて、これららの問題が早く処理できるようすみやかにこの中にあるところの立法措置を講ずるように考慮をしてもらいたい。以上の点を申し上げておきましても、またこの問題は後日他の局長なり大臣なりに対して質問することを願ひます。

れい 夫とのお物だ

るもの、それに対する税収が幾らあるかということを作業させて資料を出していただきたいと申し上げたのです。委員長からは善処いたしますという御発言があつたのに、一向出て参りませんが、これは委員長としてどうしていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○山本委員長 お説のよう、私の方で善処をお約束しまして、先般主税局から、昭和三十年度物品税課税高という資料が三月五日付で出ております。

○石村委員 ただいま委員部の方からもらいました。それでは主税局長にお尋ねしますが、今度、所得税法の六十一条を改正せられまして、いわゆる名義貸しに対する計算書を提出させる、こういうことをはつきり御規定になつたように思うのですが、従来こうした長官にお尋ねいたしますが、こういう名義貸しの場合の配当所得は、所得税を納めなくていいという法律解釈になつたのを聞いていたのですか、それとも、計

たしておりますように、  
についての配当の資料を  
してもらうことはできな  
ります。従つて世上その  
いるいろ論がある。もち  
料も出させられないから  
にならないというのでは  
課税になるべきものであ  
ります。税務の方でも、  
ばその資料をとることに  
されたことがあると、私  
りますが、はつきりと法  
がなければできないとい  
で、この際ぜひ一項を入  
たいと思っているわけだ  
○石村委員 そうすると、  
上わからなかつたから譲  
のだということになるの  
やはり配当所得を実際に  
者は、本来なら所得税を  
を出していなかつたのだ  
に、結果的にはなるわ  
の通りでよろしくごさ  
○原政府委員 その通り  
もちろん配当には配当税  
から、所得税額が残るか  
すが、相当な数の株を名  
てもらっているというう  
は、おそらく残る場合が  
す。

○石村委員 ただいま原  
程度取扱いについての御質  
のです、名義貸しに対  
ういうようなことをなさ  
か、国税庁長官から御答  
○渡邊政府委員 主税課  
ましたように、本来当然  
きものであることはお許

名義貸しの株式会社について、今回お問い合わせを頂いたので、その説明をして出願税について、そろんこれは資本的課税について、といつて課税額は承知しておらず、たわけでもあります。実際上しばしついて努力をされることは承知しておらず、法律的な裏づけはあります。そこでこのことについて、お願いしてあります。

議論の実験室を設け、意見交換の場を設けるなどして、意見交換の機会を増やすことを目指す。また、意見交換の場を設けることで、意見交換の機会を増やすことを目指す。意見交換の場を設けることで、意見交換の機会を増やすことを目指す。

ういたいと田代は、その名前をもつて、山口の事務所に登場する。そこで、主税局の職員たる田代は、納められた金額を算定する。田代によると、納められた金額は、これまでのところ、正確に計算されており、問題はない。しかし、田代は、この金額が、実際の金額よりも多くなっていることを指摘する。田代によると、これは、田代が、これまでのところ、正確に計算されており、問題はない。しかし、田代は、この金額が、実際の金額よりも多くなっていることを指摘する。

われわれは、いわゆる「株主の意見」を確かに得て、そのうえで、いかなる方針を採用するかを決めるべきである。これが、いわゆる「株主の意思決定」である。

めると、これが一般的な話題となる。会社に上り、そこで「この会社に就職する」という方針を立てる。一方で、就職活動をする人が多くて、その中で「この会社に就職する」という方針を立てる。この二つの立場が、就職活動の実際で現れる。しかし、就職活動をする人が多くて、その中で「この会社に就職する」という方針を立てる。この二つの立場が、就職活動の実際で現れる。

むということをねらってやつておるだけだと思います。ですから、これはへん部が必ずしも脱税しておったといううことは、計算の結果ならないかもしかりませんが、ただいまの主税局長並びに國税厅長官の御説明からしても、大部分は脱税しておったということになるわけですが、國税厅長官は、この過失の脱税に対してもどのようにやっていかれるのか、証券会社の検査権があるのに、それに対して十分な答弁をしていないというなら、これは脱税の共同正犯ということにもなるだらうと思ふが、一体過去の脱税については、国税厅長官はどういう処置をおとりになるか伺いたい。

の方としまつた点についても、それについては三つあります。それは、いろいろ努力して参考限りやつてす。  
この報告は、報告令で定める配当なんかは報告するのですが、それで、そろといふよですか。そして、二千円であるので、なるので、ある程度のところが相手をそろえるらしいと思う。政府の税をかけるのは、もう全くわかる株が相手になります。でも、わからぬ相当に上としてのことが、証明に相当な影もありま

す。従いまして、先ほど申しました一  
万円との権衡、それから証券市場の情  
勢というようなことをかみ合して限度  
をきめて、ある限度以上のものについ  
て出しなさい、ということにいたした  
いと思っております。

○石村委員 その限度の御発表を願い  
たいのですが、しかしこの限度は、さつ  
きの一万円の分よりもむしろ趣旨か  
らいえば低くていいはずだ、こう考え  
る、名儀貸しをやっているということ  
は、結局その主たる目的は、今まで税  
金をのがれようとしておったといわざ  
るを得ないと思う。従つて、これはそ  
うわずか十株二十株を名儀貸しにして  
いるということはほんとないだらう  
と思う。だから、これに対して証券会  
社は、そういう名儀貸しをすれば相当  
手数料を取つていると聞いております  
が、そういう手数料を取つているの  
ですから、一切がつきの報告させて一  
向差しつかえないのじやないか。とこ  
とをさせるとかさせないとかいつて騒  
が新聞なんかを見ると、いわゆる証  
券会社が大蔵省に運動して、五百萬円  
以上だと、一百萬円以上だとかいうこ  
のない性質のものだ、こういわざるを  
得ないとと思うのですが、主税局長はど  
のようにお考えですか。

○原政府委員 一万円との権衡問題で  
申しますれば、一万円というのは一銘  
柄について一万円ということになつて  
おります。この場合の資料をとります  
のは、一人一年についてとるということ  
とになつております。従つて、名儀貸  
しをして預けているという人がどのく  
らい銘柄を持っているかというこ

も、実際問題ないと思いま  
内との権衡を先ほど申しした  
ことになるとして、それをどう  
貸しにつきま  
界の実態をい  
脱税というお  
相当あると思  
かにも、たと  
てない場合に  
というような  
りまして、う  
で、いわゆる  
会社の名義に  
ものもあるよ  
あそれだから  
せる限度にす  
んが、そういう  
ども一向わか  
ります。從  
のように、一万多  
ばそういうよ  
場の情勢を考  
るかという線  
います。

でもやるかという問題になつたしておきます。それと同様意味で、あまりこまかいものではないというようなことから内という限度ができるといふに考えております。

員 こまかばかりに小さなことはじきり出さないということをうだと思うのです。また事より煩瑣なことにならなくていいのですが、しかし今度の名儀全くねらいが違うということをすればならない。中には忘れあるかもしませんが、大部所得税を縦合してよければ、規定が証券界に大きな影響を及ぼすのを防ぐためにやつたからこそ、今度の計算書提出者してみたつて、手数料一方いるわけですから、何ら差し支えなければ、これは証券個人に対して一万円以下のもの報告させなくていいでしょ

方円以上なんというものは、さい報告させてしかるべきだ。これは全くもつてのほかのです。これを今証券会社が、考えざるを得ません。主税局外に及ぼす影響を考えて、

こうおっしゃるのですが、どんな影響をおそれていらっしゃるのですか。今まで脱税をしなくなるということでおつて、どんな悪影響が起るか。もちろん脱税をしておったものについては、脱税ができなくなつて困るでしょうが、国民は憲法に定められた。法律によつて税金を納めなければならぬということから見て、どんな影響が起るかわれわれは合点がいかない。大蔵省が心配せられるような影響というものは、脱税しておつたものについて都合が悪いということはわかりますが、税法を曲げなければならぬという影響というものは、ちょっと想像できないのです。主税局長はどんな影響を考慮しなければならないとしていらっしゃるのでですか、御説明願いたいと思います。

るの非常にむずかしいのですけれども、端的に申しますれば、実際問題として、長年の間いわば手の入らなかつたところが資料として出来るということになりますから、その株主のうちに、相当株を動かす人がいるだうと思います。株の売り買ひというものが、非常に判断のむずかしい問題であります。株式市場といふものは、御存知のとを思います。そういう株がどの程度にありどの程度動くかというのは、非常に混乱がくるというようなことも考えられ、また過去においてもあつたことなどでございます。われわれとしては、税金だけの見地を考えますれば、もうすっぱり出してくれということを強く言いたいところでありますけれども、やはり日本の経済における証券市場の意義とウエートを考えて、そういう株がどう動くかということについてわれわれとして同時に深甚な考慮を払わなければならぬというふうに思うわけであります。

うものは株が上る下るということがありも、まだ国民全般に対しても重要な問題でござります。それを、この名義貸しを報告するためにそれを売却者ができて、株が下るからそんなことはできないなんということは、あまりにむちやな考え方こう言わざるを得ません。一時的にはあるいは二三百円とか五十万円とか、あるいは二百万円とかいうように制限をしてその株の変動を抑えるということの方が、むしろ国民全般に及ぼす影響が大きいと思います。株の変動なんていうことは、投機をやっている連中の損得の問題で、国民生活にはそんな関係があるわけではございません。そういうことを問題にして税法を曲げる、脱税を公認する、もしこの限度というものをちゃんときめたら、これは今まで調査が行き届かなかったから脱税をしておるのだが、やむを得なかつたのだということではなくて、もちろんと限度を置かれたら、それだけは税法上いわば公然と認められた脱税になつてしまふ、一種の免稅額になつてしまふと思う。そういうことをなさっては税法の維持はできないであろう。国民は税金を納める、普通働いて税金を一々納めようとする者、農業をし、商業をあるいは給与所得を取つておるそういうものは、自分の所得に対してちゃんと報告をして税金を納めておるのに対して、株のようなものを持っておる資産所得は、私得——この株の配当の資産所得は、私が申し上げるまでもなく原さんはよく

御承知でしようが、利子所得とともに配当所得は資産所得として最も配当税の大きなものだ、こう税制調査会で認められております。それからかなりな限度において免税を事实上公然と認めるという処置は、私は良識のあるものならとり得ないことだと思います。原さんはまだ限度を御発表になつておりますが、そんな限度は、一万円までというくらいなら私は別に文句は申しません。しかし一万円をこえた何十万円、何百万円までは報告しなくてもいいというようなことをなさつたら、日本の税法というもののはめちゃくちゃになる、こう考えなければなりません。どうかこの点慎重にやつていただきたい。証券業者の株が上るとか下るとか混乱するとかいうような一時的な現象をとらえての陳情に惑わされないように、税法をあくまでも守る、資産所得として最も担税力の大きいといわれるこの配当所得が税金を免れるということのないように、きせんたる態度でやつていただきたいと思います。

相当きちんとした態度をとれといふる者として非常にありがたい氣持で伺います。同時に、やはり重ねて申すようですが、先ほど申しましたもう一つのアタクターは、私としてもまた大蔵省としても十分考えていかなければなりませんので、御趣旨を十分含みまして善処いたしたいと思つております。それから具体的に今まで話があつたかという点につきましては、まだ部内の相談を十分詰めておりません。従いまして、今後適当な機会に申し上げるようになつたみたいと思います。ただいまのところでは、お話しのようになれば、から百万円以上にしてくれという陳情が出ております。それと一方には、今申しました通常の場合には一円という線がありますが、お話しになりましたように、本件は世間も非常に注目しておりますところでありますから、一万円の意味について先ほどちょっと申しましたが、くどいようですが、もう一度申し上げておきたいと思います。と申しますのは、一万円というのは、昭和電工なら昭和電工の株の配当の払いが年に一万円以上のものは昭和電工が資料を出すわけです。本件の場合には、証券会社にいわば口座を持ってそこに株を預けておく。従いまして、多くの場合に一銘柄でなくして、何銘柄も持つておるようになります。従いまして、通常の一銘柄一円に対応するものは、何銘柄も持つていれば何銘柄を合わせて、つまりその倍数をかけるというようなセンスを加えなければならないということだらうと思います。そうなると、先ほど申ししたこの業界の陳情百万といふのが出ており、一方で一万円と比準

をとれば、その倍数によつて何万円かということになり、また片一方に例の資産所得の合算の、一人五万円以上のものを合算するということがあります。それらがいわばスター・ティング・ボイントになるわけで、その間どうするかということにつきましては、まだ話をしておきたいと思います。お話しの御趣旨はあります。お話しの御趣旨はあります。お話しの御趣旨はあります。

○石村委員 今の一萬円は、個々の銘柄についてやられておることはわかつておりますが、これは、一つは各会社

がそういう小額の分まで一々出すのは煩雑だという点も私は考慮のうちに

入つておるのだとおもいます。ところが証券会社がその名義なり何なりの分と

いう口座の中には、三つの会社なら三

つの中には、十なら十の会社の分がみんな上つておるはずでございます。これを一括してやつたて一向事務的には問題はないはずです。それから資産所得

の五万円という限度の問題、これは一

つも均衡上考えるといふことは言われ

る。これをこえてやるということは、

どうしても均衡といふ問題はもうなくなつてしまふ。それ以上にするといえ

ば、さつきおつしやつた株界に及ぼす影響といふ程度のことしかないはずであります。どうかそういういかげんなことでおやりにならずに、均衡といふことをお考えになるならば、資産所

得の五万円でとめるという処置をとつていただきたい。ぜひそれをお願ひます。それとの政令をおきめに

なる前に、大蔵委員会にその政令の内容をお示しになつていただきたいと思

います。出してしまつ前に……。そし

てそれが果して世間が納得するような限度であるかどうか、私は五万円に限られれば、おそらく世間は納得するだらうと思う。しかしこれをこえれば、もう少し練りまして、適当な機会に申し上げたいと思います。お話しの御趣旨はあります。お話しの御趣旨はあります。

○石村委員 今の一萬円は、個々の銘柄についてやられておることはわかつておりますが、これは、一つは各会社

がそういう小額の分まで一々出すのは煩雑だという点も私は考慮のうちに

入つておるのだとおもいます。ところが証券会社がその名義なり何なりの分と

いう口座の中には、三つの会社なら三

つの中には、十なら十の会社の分がみんな上つておるはずでございます。これを

一括してやつたて一向事務的には問題はないはずです。それから資産所得

の五万円という限度の問題、これは一

つも均衡上考えるといふことは言われ

る。これをこえてやるということは、

どうしても均衡といふ問題はもうなくなつてしまふ。それ以上にするといえ

ば、さつきおつしやつた株界に及ぼす影

響といふ程度のことしかないはずであります。どうかそういういかげん

なことでおやりにならずに、均衡といふ

ことをお考えになるならば、資産所

得の五万円でとめるという処置をとつていただきたい。ぜひそれをお願ひます。

○春日委員 ただいま株の名義貸しの問題については、税法の問題としての

石村君の主張は、私は筋が通つておる

と思います。けれども私はこの株に

対する課税の方式は、非常に複雑だと

思うのです。あるものは証券会社において、あるものは発券会社において、

その他五万円以上の合算課税、いろいろ複雑で、なかなか本議案を審議する

上において、全般的な全体の姿を把握することなくしては、われわれも十分

することができません。

○春日委員 全く同感であります。

手段をそのまま見のがしておいたり、

そういうようないふ公正な、あるいはま

違法に違反したやり方ではなく、こ

れは公正に他の方策を講ずることに

よつて十分補い得る事柄であろうと思

うのであります。その方式が何である

かということは、これは主税局長にお

いても十分想像のつく問題であろうと

考へられますので、この問題について

は、さらに大蔵省全体として、別途の

検討あらんことを強く要望いたしてお

ります。これが、私

そこで、渡邊国税局長官もおられま

すが、折しもちょうど三月十五日の確定申告に際会いたしまして、今大きな問

題となつておりますのに、赤電話の

所得に関する国税局の通達といふもの

が最近発せられております。これは、私

は零細業者にとつて本年度において特に新しく露呈された問題であろうと思われます。この赤電話の所得をいかに処理するか。国税庁長官にお伺いをいたしましたが、この問題について特に何らかの通達、指令を発せられたようなことがありますか、ありませんか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○渡邊政府委員 赤電話の手数料だけについて特に指令を出した、少くとも私の名で指令を出した記憶は実はございません。

○春日委員 そういたしますと、この問題は、あるいは地方局の自主的な裁量によるものかもしれません、私が調査、また見聞いたしました範囲によりますと、実は本年度の白紙申告——青色申告との他においては収支が明らかに相なるありますようが、白紙申告においては、特に赤電話の所得について、これを加えて申告せしむべし、そういう通達が国税局長から各税務署長に発せられて、そういう方向へ執行が進められておる様子であります。そこで、私は国税庁長官にお伺いをいたしたいのですが、この赤電話というものは、何といつても町で大衆の便利のために、設置場所においてはサービスの気持で設置いたします。なるほど電話局の原価は七円で、お客様からるのは十円であります。そこには差金の三円というものが生じては参るのでありますけれども、しかしながらこれらの業者のいうところを聞きますと、一たんかければ必ず電話局にその度数がレジスターされて、間違なく記録されてしまうところが一方、十円なる料金の微

取に当りますと、たとえば喫茶店であれば、お茶を飲みながらちょっと用事を思い立って電話をかけて、そのまま料金がもらえなくて済んでしまう。あるいはまた三回も通話をかけて一通の料金分しか払っていかない人もある。(発言する者あり)今ここでばかげたことを書いておりますが、なるほど十円を入れなければダイヤルを回せないとあります。けれども、そういうのも金のもらい得ない、忘れる、あるいは

偽りて度数を少く払っていくという

人々が相当多くありますと、三門か

いるいろいろとその実態の資料を出し合つて検討したうえであります。ある駅のターミナルのデパートで、赤電話が五つあるのです。そこは

こんなものがあるために特別な税金を吹つかれると、形になるなら、実際的に、これはそれを契機としてどうあるから、これはいつそやめちまおうじやないかというような強い意見もだいぶん出ておるようあります。でも

ほらもない税金を吹つかれると、なるから、これはいつそやめちまおうじやないかというような強い意見もだいぶん出ておるようあります。でも

そこは、御承知のように、まず金を入れますから、一つ国税庁長官、この際零細所得はあまりこまごまと手続きしないで済むべきものじゃないかというふうに思つております。春日一幸委員がおつ

いて、一応税法からいえば、所得があればやはり一つの課税所得に当然なりますから、その場合に、赤字が出るべきものじゃないかというふうに

弁を願いたいと思います。

○渡邊政府委員 赤電話の問題につきまして、一応税法からいえば、所得があればやはり一つの課税所得に当然なりますから、その場合に、赤字が出る

べきものじゃないかといつておられます。春日一幸委員がおついて、一応税法からいえば、所得があればやはり一つの課税所得に当然なりますから、その場合に、赤字が出る

われるの意図はないか、この問題についてお伺いしたい存じます。そこでもその所得は、正確にとれたといたしまして、ただいま原さんが御答弁になりましたような大体一万円以下なんですよ。それで、私はこの際特に要望申しあげたいのですが、都心にお上げたいのであります。それでも、たまたま原さんが御答弁になりました。それでも、私は造船業界、それから保険業界でむずかしいことを言わないで、それから明確だから論議がないのです。しかし白紙では、お金をいただいたかかったかという問題について、ここにかかるのだけれども、その所得のいかんにかかわらずや、その答弁のいかんにかかわらずや、その問題もあわせてお伺いしたい。

(それはまた別だ」と呼ぶ者あり)いざかたといたいと思います。零細所得である、しかも相手は白紙申告の諸君である、だから、これは取れません。所得があるところに課税するときには、私は造船業界、それから保険業界でむずかしいことを言わないで、それから明確だから論議がないのです。しかし白紙では、お金をいただいたかれたかといたいと思います。

○渡邊政府委員 赤電話の問題についてお伺いします。

○春日委員 お金を入れなければダイ

ヤルが回せないものもありますし、ま

た税制当局の御意見等もありますし、

この問題は、零細所得者にことさらにそ

のこれを取り扱つたところの結果によ

る、結果くだりももうけになつてお

るのか、ただ単にサービスみたいに

の経理が明確でない。彼らの長年

のこれを取り扱つたところの結果によ

る、結局くだりももうけになつてお

るのか、ただ単にサービスみたいに

大きいやつから、またやれるやつからやっていくつて、そうして業者の収支が實際明確ならざるところの赤電話の所得に対するは、本年度においてことさらに特別の措置を講ぜざるよう、この際国税庁長官が何らかの適切な意思表示をなさる必要があると思うが、一つこの問題は当然国税庁長官においてさらには深遠なる、かつ含蓄豊かな御措置があるべきものと期待いたしまして、かくしておけ」と呼ぶ者あり)それでは、御再考、御答弁願いたい。(「言ひばなしにしておけ」と呼ぶ者あり)それは、この問題は當然国税庁長官においてさるに深遠なる、かつ含蓄豊かな御措置があるべきものと期待いたしまして、かくしておけ」と呼ぶ者あり)それは、この問題は當然国税庁長官においてさるに深遠なる、かつ含蓄豊かな御措置があるべきものと期待されますので、そのときはこのような関係業者の要望等もいすれ国税庁長官並びに本委員会にも提出されることが予想されますので、そのときにおいて、さらに国会と政府側とにおいて適切な措置のありますることを期待いたしまして、本日この問題についての御答弁は求めません。

報告して配当控除を受け、また源泉で  
現在租税特別措置法で一〇%に下げられ  
ておりますが、それを清算して、も  
とに戻してもらう方がはるかに有利に  
なるはずですございます。一万円足らず  
のものでも、報告した方が、一般的の所  
得者はその方が有利な計算になると想  
います。たとえば勤労所得の三十万円  
の者は、今度の改正法で所得税は二千九  
百七十三円になりますが、この人がも  
し別に配当所得を取つておると、そ  
の所得金額によつては二千三百七十三  
円の所得税そのものも納めなくていい  
ことになります。私の計算によります  
と、その限度  
は六十三万六千三百五十円までの配当  
所得を取れば、三十万円としての給与  
所得の所得税額二千三百七十三円を納  
めなくていいことになります。六千八  
万一千八百十円までもあると、これは  
初めて所得税の三十万円だけのものと  
同じ二千二百七十三円を納めなければ  
ならぬ、こういうことになります。  
従つてこれ以下のものは、一万でも五千  
円でも税務署に報告して配当控除を受  
け、源泉で取られた一〇%を清算して  
もらつた方が有利のはずでございま  
す。また勤労所得の五十万円の者にい  
たましても、これは二万五千七百三  
十円という所得税を納めなければなり  
ませんが、この人が配当が別に一万円  
あれば、その配当を含めた税金を計算  
してみると、二万五千七百三十円で、  
六十万円にやつてみますと、これは四  
万三千四十四円という所得税ですが、  
これが配当の二十二万二千八十八円まで

はやはり同様の四方三千四十四円で、源泉の一〇%が清算して戻してもらえたるから有利だということ、七十万円においては十三万五千百六十円、八十万円では四万二千二百円、こういうふうに相当の給与所得者でも、零細な配当所得者は報告して配当控除を受け、源泉の一〇%を清算してもらう方が有利なわけですが、このことは一般的にはけつこうですが、配当所得に限っては、むしろ納税者が自分でほじくり出して報告して、配当控除を受け、源泉徴収された一〇%を清算してもらった方が有利だ、このことについておいてもみたい。とかくこの関係は誤解されております。昨年でしたか、二五多を三〇%控除に上げたとき、あれは議員提案であったと思いますが、野田さんかだれかが説明されまして、今度は五千円を一万円に上げました、そして零細な配当所得者のためにやりました、こういう答弁をされたので、私がその席で今のような事實をあげて、これは逆だと言つて、たしか質問したという記憶を持つておりますが、一万円控除といふものの性質は、事業会社がそんな零細な株式配当まで報告する煩瑣にたえないということからきておると私は判断しております。主税局長は、さつきの名義貸しの報告限度について、やはりこの性質もお考え願いたいと思います。

そういうことで、ただいまちょうどいたしましたが、これを見ますと、大蔵省が提出された物品税の資料は、たゞどの物品で幾らというだけで、池田大臣の、この物品のうちのどれがぜいたく品であるという判断は何も書いてありません。これは何も大蔵大臣が直接作業を監督しなくて、主税局で当然できることです。私が要求したのは、一々そのうちのぜいたく品を分類して、この通り物品税の大部 分はぜいたく品だと判断しているといふ大蔵大臣の判断の資料を求めたのです。どうかそのようにして、大蔵大臣と相談せられて、そうした判断を織り込んだ資料を出していただきたい。それでなければ、私の求めた資料にななりません。これは大蔵大臣の責任であります。私は大蔵大臣に要求したい。大蔵大臣監督のもとにやつていただきたい。一般的に、大蔵大臣が主税局長なんかを監督していらっしゃるというふことは、つけ加える必要はないのですが、大蔵大臣のぜいたく品という判断を知りたいために私は申し上げたのです。それがなければ、私の資料要求の答えにはなりません。どうか主税局長が、大蔵大臣に持つていって、この中でどういうふうに分類して、この物品の中でもどれがぜいたく品だ、中にはぜいたく品もあればぜいたく品でないという名目の品物もあるでしょう。その中のを分類して、この程度のものは池田大臣はぜいたく品と判断したのの中でもそれがぜいたく品だ、中にはぜいたく品もあればぜいたく品でない〇%を占めておるのだ、あるいは九〇%を占めておるのだ、あるいは九〇%を占めておるとかいう数字をはつた、その総計が百七十何億の中で八きり出していただかなければ、私の要

求申し上げた資料にはなりません。本会議で大蔵大臣が、物品税というものはぜいたく品を主として考えておるのだ、こう言つておる。またこの委員会で再び聞いたのに対して、さらにそのことを確認して最後におっしゃつておる。このことに対する、私に対する答弁にはならないわけでござります。どうか主税局長は、さつそくやつておる。このことに対する、私に対する答弁だと私は考へるので、早急に出していただくことをお願ひいたします。

○原政府委員 この資料の問題であります、ぜいたく品ということとこれを分類しろという御要求ですが、それはこういうふうにお読み願いたいと思います。この物品税の課税品目、この資料の一枚目からだんだん並べてございますが、税率の区分によつて並べてある。税の高いものからだんだん並べてあります。それぞれの課税物品のせいにくと申しますか、別な言葉でいえば、それから扣稅力を推知するという意味で、どの程度扣稅力があるかといふエートが現在の種別あるいは級別の刻みになつておるわけであります。従いまして、すべてぜいたく度の非常に強いものから少しものへと、別な言葉でいえば、扣稅力の多いものから少しのものへと並んでおるわけであります。もちろんいろいろな沿革もあり、その間にいろいろ御議論もあると思ひますが、大体そういうことで並んでおるわけでありますから、大臣の発言されましめた趣旨も、ぜいたくという言葉を使ひますか、あるいは奢侈性といひますか、あるいは扣稅力が強いといひますか、あるいは扣稅力が強いと

いいますか、その辺の意味と御解釈願つて、そうしてそれらにニュアンスがあつて、ニュアンスの脇に大体並んでいたり、ただしそれにはいろいろ御議論がありましようというふうにお読みいただきたいと思います。どれだけがぜいたく品で、それ以外はせいたく品でないというような、はつきり区分けのつるものでなくして、こまかいニュアンスのある問題でありますから、この資料でそれをお読みいただきたいというふうに思つて是に出でて次第であります。

ん。しかし大蔵大臣が、現在物品税を残す理由として、ぜいたく品に主としてかけておるのだ、こういう御答弁なんですね。大蔵大臣は、この中のどれがぜいたく品だという、大蔵大臣の主觀としてのぜいたく品というものがあるのはずです。なければそういう答弁はできないはずです。それを私は求めておきたい

臣を責める。大蔵大臣に提出を求めたものであります。しかし大蔵大臣が一々そろばんをはじくわけにはいかぬでしようから、大蔵大臣が主税局長と相談せられて、さらに事務の方にそろばんをはじかせてやつてもらいたい、こう言つておるのである。主税局長が何とかかんとか私に答弁せられる必要はございません。

○山本委員長 石村君に申し上げます  
が、もう一度委員長の方で善処方を強く要望して、さうこ善処いたゞつゝもり

秋君。 ますから、これを許します。横山利  
○横山委員 稅法について、引き続い  
て質問をいたしたいと 思います。  
この間の 人格なき社団についての結  
論は出ましたか、それを持ち簡単にお  
伺いいたします。

も、それぞれの角度でとらえているだけであって、完全な定義はない。幽靈のようなものである。現存はしておりますけれども、法律上の定義がないのであります。その定義を、税法の面で形づくってしまおうとするところに多少無理があるのでないかと思います。従つて、これを今あなたの御見解を求めようとはいたしませんが、どうしてもこれをここだけ抜くというわけにもいかぬということであれば、私はそれを主張したのです。これだけ施行期

○石村委員 大蔵大臣は、ぜいたく品を主として課税しておる。こういう御答弁なんですよ。大蔵大臣は、この品税の中で大部分はぜいたく品だと判う。大蔵大臣の主張による算出によつて、億八千四百万円、これをもつて、物品税は主としてぜいたく品から取つておるのだという答弁にはならないと思ふ。

ですから、その程度でとめていたに過ぎないといふべきです。なお、この際午前中の質疑はこの程度で打ち切りたいと思います。

断しておる、その判断があるわけなんです。ぜいたく品か何かわからないが、とにかく取つておるのだというなら、私はそんな資料の提出は求めません。大蔵大臣は、この中でぜいたく品という、大蔵大臣の主觀にすぎないかもしれません、少くともそういう判断をしていらっしゃる、それを示してもらいたい、こう言っておるのであります。も主税局長、あなたにぜいたく品の判断、あなたに主觀をもつておるに、品が、もう子夏義といひござり

○山本委員長 そこで一つお諮りを申し上げたいのですが、実は二十四国会より継続審査になつております春日一幸君外十二名提出の、物品税法を廃止する法律案及び酒税法の一部を改正する法律案の両法律案につきましては、提案者全部より撤回したいとの申し出がござりますから、これを許可するに御異議ありませんか。

品税の中でどれがぜいたく品であると  
ではございません。大蔵大臣がぜいた  
く品を主としておる、こういう御答弁  
ですから、大臣の主觀に基いてこの物  
の半蔵おなかのの三箇を求めておるの  
ではございません。大蔵大臣がぜいた  
く品とすれば、ニコンやキヤノンはぜ  
いたく品だ、リコー・フレックスはぜ  
いたく品じゃない、これは大蔵大臣の主  
觀にちやんとあるはずですから、それ

「馬鹿だ」と罵る老翁と  
○山本委員長 御異議ないものと認め  
ます。よって両法案は撤回を許可する  
に決しました。

考へていらっしゃるか、そうしてその金額は幾らになるのかということを聞いておる。あなたに聞いておるわけじやありません。大蔵大臣が、そんなものはわけがわからぬのだ、ただ物品税は取りやすいから、戦時中に取つたのが今に残つておるのだという答弁なら、私は何もそんなことは要りませぬ。大蔵大臣がそうおっしゃつたからこそ言うので、言わなければ何もぞんなことを聞きはしない、これはしょうがないですよ。あなたもそんな気をすることがなしに、大蔵大臣のところに持つていてやつて下さい。私はあなたを責めは全然いたしません。大蔵大臣が示してもらいたい、こう言っておるのです。

午後続行いたします。  
暫時休憩いたします。  
午後零時四十分休憩

午後二時二十三分開議

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

横山委員より発言を求められており

書用体原いわじま

卷之三

横山委員より発言を求められており

ういうことを言うのは無理であります  
が、一つ与党の方でもそういうような  
ことも考えて、一へん慎重にこの問題題  
を検討する必要がありはしないかと私  
は思うのです。本来この法案について  
は、先般も申しましたように、人格な  
き社団についての定義がまだきまつ  
おりません。商法、民法等を見まして

○原政府委員 資産所得に対する課税を担税力にマッチしたものとするように改正したいというの、お願いいたしている趣旨であります。その担税力にマッチしたという意味は、一つには、ただいまお話しの、資産を世帯員に分割することによりまして、担税力

「異議なし」と呼ぶ者あり

これをおこなうにいためといふことでもありますならば、ほかの法案にも例があるようですが、施行

午後零時四十分休憩　暫時休憩いたします。午後続行いたします。

ことでもありますならば、ほかの法案にも例があるようですが、施行期日をこれだけ少しおくらせるようなことは考えられないのか。あなたにそういうことを言うのは無理であります、が、一つ与党の方でもそういうようなことも考えて、一べん慎重にこの問題

午後二時二十三分開議

期日をこれだけ少しおくらせるようなことは考えられないのか。あなたにそういうことを言うのは無理でありますが、一つ与党の方でもそういうようなことも考えて、一べん慎重にこの問題を検討する必要がありはしないかと私は思うのです。本来この法案についても例があるようりますが、施行

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

期日をこれだけ少しぐらせるようなことは考えられないのか。あなたにそういうことを言うのは無理であります。が、一つ専門の方でもそういうようなことも考えて、一べん慎重にこの問題を検討する必要がありはしないかと私は思うのです。本来この法案については、先般も申しましたように、人格なき社団についての定義がまだきまつておりません。商法、民法等を見まして

○原政府委員 資産所得に対する課税を担税力にマッチしたものとするように改正したいというの、お願いいたしている趣旨であります。その担税力にマッチしたという意味は、一つには、ただいまお話しの、資産を世帯員に分割することによりまして、担税力

卷之三

卷之二

○原政府委員 資産所得に対する課税を担税力にマッチしたものとするように改正したいというの、お願いいたしている趣旨であります。その担税力にマッチしたという意味は、一つには、ただいまお話しの、資産を世帯員に分割することによりまして、担税力

に合わなくなるということが一つござります。それから夫婦の間におきましては、そういう分割の場合だけではなく、やはり一体としてかけた方がよろしいという面がございます。この第一の分割をとにかく脱税とばかり言い切れるかどうかの問題でありますか、要するに今回御提案しておりますような夫婦、それから独立してない子供という間においては、一体として税額を計算して、そしてそれにまた分けるという形の方が、担税力によりよく合うということからお願いをいたしておるわけであります。

○横山委員 本来夫の持ち物でありながら、それを税金を軽減するために妻の名義にしておる、従つてその人たちには担税力があるんだ、それを脱税に使われるおそれがあるからこれを提案して、そういう担税力のあるところには世帯を合算する、こういうよう私には受け取れる。しっかりとするならば、現在の実質課税の原則によつて、これは追及ができないものであり、どうしてもここにこれをやらなければならぬものであるかどうか、三条の二項によつてこれが解決をし得ないゆえんを一つ聞かをしていただきたい。

○原政府委員 実質課税の原則がやはりここにも働くわけであります。従いまして、名義を子供のものといたしましても、その収益を父が自由にしている、また子供のものになつたものを隨時売りかえ、買いかえるというようなことをやるような場合、実質的に父のものであるということで、実質課税の原則が働くわけでありますが、それだけで、ただいま申しました担税力に含み誤解ができるかどうかということ

になると、それは非常にむずかしいと思います。やはり一応表顯的に名義が移りますれば、さらにそれが実質的に父のものであるということを証明なすのは非常に煩瑣でありますし、実際にそれはむづかしい。先ほど申しましてたような範囲のグループにおいては、合算して課税することができるという規定をもう一本別に置いていただいたいというふうに思うわけであります。

○原政府委員 ただいま御指摘の点は、所得稅法における非常に大きな問題点であります。つまり個人課稅の原則といわれたものであります。これは各國においても、どういう仕組みをとるかということについていろいろ苦心をしているところであります。日本においても、昔からいろいろな沿革があり、現行法においても、ただいまお話しのように、個人課稅の原則をはつきりとり切っているとは言えなほような状態

は夫婦、それから独立しない子の分は、一緒に租税力を測定してかけると、いう方がよりよろしいという考え方方に立っているものであります。これを一般論として、個人課税にするか、あるいは世帯課税にするかという問題で解決するということになりますと、いろいろ他にも問題が出て来るわけであります。が、今回は一般論についてどういう結論はまだなかなかむずかしくて出し切れませんので、この点についてだけお話しすると、うふうに考えて

実質課税の原則が適用されて合算されると、資産所得と事業所得の場合には二百万円以下は無条件で合算されないということになる。その矛盾は一体どういうことになるのでしょうか。株の配当や土地、不動産のようなものを持っている人は、二百万円以下は合算されない。けれども、夫婦共かせぎで働くような額に汗する事業所得、農業所得、所得、勤労所得等については、二百万円以下は実質課税の原則が働いて、それこそ適合すればどうわけですが、実

なると、それは非常にむずかしいと思います。やはり一応表題的に名義が移りますれば、さらにそれが実質的に父のものであるということを証明いたすのは非常に煩瑣でありますし、実際にはそれはむづかしい。先ほど申しまして、たような範囲のケループにおいては、合算して課税することができるという規定をもう一本別に置いていただいたいというふうに思うわけであります。

○横山委員 あなたの言つておることは、二つの意味があります。一つは、名実とともに夫のものであるけれども、脱税のために妻のものにしている、従つてこれは世帯を合算するのが実質課税の原則に沿うことである、そういう判定をするのはむずかしいから一緒に合せてしまうのだ、こういう論理が一つです。それからもう一つ、この世帯合算の意味というものは、名実とともに妻のものであつても、ほんとうに妻が独立して事業をやっておつても夫のものだとみなすという実質課税以上の問題がもう一つあるわけです。私がまず第一に問題にしたいのは、今日の課税というものは、個人課税の原則に立つておるわけありますが、名実とともに妻のものであり名実とともに子供のものであり、孫のものであるものを、親のものだ、祖父のものだというふうにしてやつてしまふということは、これは租税の個人課税の原則に反するのではないか。これはもう実質課税の原則の適用除外としてあるのかどうかといえば、実質課税の大原則というものは、ここで修正をされなければならぬのではないか。これはもう実質課税の原則ではないか。これがもう実質課税の原則の適用除外としてあるのかどうかとい

○原政府委員　ただいま御指摘の点は、所得税法における非常に大きな問題点であります。つまり個人課税の原則といわれたものであります。これは各國においても、どういう仕組みをとるかということについていろいろ苦心をしていいるところであり、日本においても、昔からいろいろな沿革があり、現行法においても、ただいまお話しのように、個人課税の原則をはつきりとり切っているとは言えないような状態になつております。たとえば所得税法の十一条の二というので、事業所得は、同一の事業から生計評<sup>一</sup>にする者が受けるものは一緒に見るというふうな規定もありますし、かつてシャウブ税制のもとにおきまして、資産所得得、それから扶養親族の所得というものは合算する。その前は、広く生計を一にする親族の所得は合算するということでありました。この問題は、私ども今現行の税法がはつきりと個人課税に割り切っているというふうには思つておりません。そうしてそれを割り切るべきかどうか、どういうところに結論を持つていくかといいますか、どういう制度を将来の制度として描くかという問題は、非常に重要な問題であります。従いまして、私どもここで資産所得の合算の一つのファクターとして、お話しの通り夫婦の間では、何も夫が妻に分けたというのではなくておられます。従いまして、私どもここでおりますところには、必ずしも資産の分割という面でない考え方に入っていますのは確かであります。先ほど申しましたように、この種の所得にあって

は夫婦、それから独立しない子の分は、一緒に税額を測定してかけると、いう方がよりよろしいという考え方で立つているものでありますと、これを一般的論として、個人課税にするか、あるいは世帯課税にするかという問題で解決するということになりますと、いろいろ他にも問題が出て参るわけがありますが、今回は一般論についてどういう結論はまだなかなかむずかしくて出し切れませんので、この点についてだけお願ひするというふうに考えておる次第でござります。

○横山委員 簡単に御答弁願いたいのですが、あれやこれや出してきますと、議論が横へははずれる。あなたは、理論の問題はこの際別にしてとうような意見のようですが、それはいかないと私は思うのであります。少くとも実質課税の原則があつて、そうしてそれで追及は多少困難であつても、論理上は可能な問題である。それを飛び越えて、たゞ名実とも妻のものであつても、子のものであつても、孫のものであつても、あるいは父や母やおじいさんやおばあさんのものとみなすということは、これは明らかに個人課税の原則に反しておるではないかということが言える。

それからもう一つは、少くともこの問題は、資産所得とその他の所得の場合には、二百万円以上は合算する、それから二百万円以下は合算しない、こういうことになるわけですね。どんな条件であろうと合算しないということになる。ところが一方において、事業所得と事業所得、給与所得と事業所得等の資産以外の所得を妻や夫が持つておる場合には、二百万円以下の場合は

実質課税の原則が適用されて合算されると、どうなるのでしょうか。株式の配当や土地、不動産のようなものを有する人は、二百万円以下は合算されないということになる。その矛盾は一体何でありますか。夫婦共かせぎで働くような額に汗する事業所得、農業所得、勤労所得等については、二百万円以下は実質課税の原則が働いて、それに適合すればというわけですが、私はたくさん例を持ってるのであります。方々でこの実質課税の原則とどうか知りませんが、とにかく一緒にものだ、おとつあんのものだということで追いかめられておる事實を、私は三十数件持っているわけです。その矛盾をこの法律はどういうように解明をするのか伺いたい。

でありますから、従つて他の所得種類の場合とその点は別段の差異はないといふに考えております。

○横山委員 おかしい。私の言うこととあなたの言うこととベースが違うようであります。二百万円以下の場合を今論じようとしている。夫が事業所得、妻が資産所得という場合には、この法律案を裏から見ると、二百万円以下は、たとえどうであろうと合算をしない。二百万円以上は無条件で合算をしてしまふけれども、二百万円以下は合算しない、こう書いてある。これは間違いですね。ところが、それは資産所得と事業所得ないしは給与所得の場合は、今度は資産ではなく、妻と夫が事業所得と給与所得、あるいは農業所得と給与所得等の場合、二百万円以下の場合は所得税法の三条の二項、実質課税の原則が上も下も動いて、そなたちは合算をされるではないか。

資産所得の場合には合算が全然されないが、こちらの方は合算されるではないか。もちろんその場合には、あなたの方の言い分によれば、いや、それは実質的に研究をしてみるとどうも夫のものだ、夫のものだから合算するのはどうあります。一方この法律案の方は、たといどうであると合算をしないという立場に立っているではないか、その矛盾はどうなるか、こう言つておるのであります。

○原政府委員 まず実質課税の原則によつて、たとえば農業所得と事業所得と一緒にするという場合は、一緒にするといつて、それは別なものを一緒にするというのじゃないのです。たとえば主人が事業をやつてゐる、そしてう

ちでは農業をやつてゐる、実質課税でそれを主人の所得とするという場合にあるように、第一項の規定は全然適用をしない、だから合算はしないことがあります。それが事実だからそれで課税をする。ここでは二以上の人に屬すことは、両方とも主人の所得であるというのであります。二百万円以下の場合を申した資産所得についても、実質課税の原則が妥当するということを申した場合も同様で、たとえば二百万円でなく、百万円のクラスであります。お頼いしているのは、そういう実質上の問題は別として、特定の世帯員のグループの中においては、一応所得が分れておるという場合においても、それを主たる所得者に集めて累進税率を計算し、その額をそれぞれの所得に応じて分けて、それぞれの人にかけると計算課税ということとは、相当仕組みが違つてゐるといふふうに考えております。ですから、実質課税の原則で一人の人の所得としてかけるということと、この資産所得の合算課税ということとは、相当仕組みが違つてゐるといふふうに考えております。

○横山委員 仕組みが違つてゐるのは、税金を出す方の立場に立つて考えてごらんなさい。実質課税の原則であらうと、世帯合算の原則であらうと、世帯合算の原則であると、どちらにしても、これが適用されれば税金はたくさん出すのですよ。出す方の損得の立場を考えてやらなければいけません。二百万円以下の資

産所得の関係の人は、この十三ページにあるように、第一項の規定は全然適用をしない、だから合算はしないことがあります。それがある人の所得に、事業所得を合せるというのじゃないのです。一人の人の所得に、事業所得であることと、資産所得あり、あるいは他の所得ありといふことです。それはただいま申した資産所得についても、実質課税の原則が妥当するということを申した場合も同様で、たとえば二百万円でなく、百万円のクラスであります。お頼いしているのは、そういう実質上の問題は別として、特定の世帯員のグループの中においては、一応所得が分れておるという場合においても、それを主たる所得者に集めて累進税率を計算し、その額をそれぞれの所得に応じて分けて、それぞれの人にかけると計算課税の原則を適用して、世帯合算を実行している。つい三年前まではその規定はやわらかかったが、このころはどんどんかたくなって、おつかさんと子供でもことごとく、それはあかぬといふふうに思つて、結果的には世帯合算がなされてゐる。額に汗して働いている人たちがどんどんやられておるのに、二百万円以下の人は、世帯合算がなされないで、保証されることになるのです。そのところを明確に答えてもらいたい。

○原政府委員 先ほど申しましたように、二百万円以下の人であつても、実質課税の原則は、資産所得の場合にも働く人には、この場合においては適用しないかといふことを言ってゐるのです。そのところを明確に答えてもらいたい。

○横山委員 今これに二百万円以下であつても実質課税の原則は適用するといふふうに思つたが、どこにそれは書いてありますか。この十三ページにあります。第一項の規定は適用をしないといふふうに思つたが、どこにそれは書いてありますか。

○原政府委員 ことは、少くとも資産所得を持つておつしやつたが、どこにそれは書いてありますか。この十三ページにあります。第一項の規定は適用をしないといふふうに思つたが、どこにそれは書いてありますか。

○横山委員 その理由は何条の何にありますか。この法律案の趣旨といふものは二つの意味があるだろう、実質課税の原

則の上をいく、及び実質課税であります。それは、主人の所得として課税いります。それはちょうどお話しのとおりです。それが事実だからそれで課税をする。ここでは二以上の人に屬すことがあります。それが事実だからそれで課税をする。ここでは二以上の人に属すことは、両方とも主人の所得であるといふふうになつてゐるじゃありませんか。そうでしょう。それで片一方の額に汗して働いている人々は——たとえば例をあげましよう。おつかさん

がなんばをやつていて、子供は工場に行つて、この問題がこのころ非常に多いのです。あらゆる郡部地帶で、務署がいうておるのはそのことであります。おとつさんがないで、おつかさんだけだ、それで子供は工場に行つておる。それでも工場は明らかに実質課税の原則を適用するのです。私もあなたの方の通達をもつて知つていて、お母さんが耕しておる、うちでお母さんが農業をやっておられる、しかしお父さんは若いけれども、一家の主人だ、ないしはおつかさんが達者だから、おつかさんのもので同じになへだといつて、実質課税の原則を適用して、世帯合算をすることは、よほど特殊な事情がなければ、一般的のものだとしないような場合ではなかろうか。多くの場合に、お父さんが勤めに出ておる、うちでお母さんが農業をやっておられる、しかしお父さんは休みには働かれる、また場合によつては、農繁期には休みをとつて働かれ、事業についていろいろな差配と申しますか、管理、コントロールをしておられます。それが形が少し違うといふことは知つておるのだけれども、結果的にそうなる。今の局長の御答弁は、最後のところが少しわからなかつたのです。それで妻が資産所得、夫が事業所得二百万円以下、これに限定をして話を進めるのですが、そのときあなたは実質課税の原則を適用するといふふうに思つたが、どこにそれは書いてありますか。

○横山委員 の場合にも、実質課税の原則は効きますと言つておるのでござります。

○原政府委員 その理由は何条の何によつて効きますか。



○横山委員 そういう御答弁だらうと思つてました。先般のときは、一萬田さんが語つたというようなことでございましたが、今回はどこから出たかよくわからないけれどもというようなことです。しかし新聞記者といえども、火のないところに煙を立てるようしょう。こういうときに、自分の名を出さずに自分たちの主張を新聞に出させるというやり方はできるのであります。そういうやり方が新聞記事になつて現われて、もしかなたの方の意に反したことであつたとするならば、これはあらぬ疑いをかけられたとおっしゃられるならば、厳にそういうことのないようこれから一つ徹底をしていただきたい、こういうふうに希望をいたしたいのであります。

第二番目に、大蔵省に関連をいたします印刷、造幣、及び公社ではあります印鑄の裁定が出ました。この裁定について、わが党の幹部と政府の人との会見のきのう、きょうのいきさつを聞きますと、調停はできぬ、仲裁を待つたら善処する、また補正予算を組もう、こういうふうに言われたそうです。ありますが、直接大蔵省に関連をいたします造幣並びに印刷、専売の調停案について、主管省としての大蔵省としてはどういうふうな見解を持っておられるかをお伺いいたしたい。

○足立政府委員 大臣がお答えを申し上げるべきであります、御承知の通り、ただいま参議院の予算委員会に出席中でございまして出席ができませんので、私がかわって御答弁申し上げ

御承知の通り、現在の調停案につきましては、いわば企業体と職員組合との話し合いだけに妥結の糸口を開くといふ意味のような性質のものでござりますので、現業機関なり公社なり、それぞれ企業体が独自の立場で検討いたしまして、これを受諾するかどうかといふことを決定すべき段階にあるといたします。で、千二百円引き上げの調停案でございますが、その理由及び数字的な根拠等も実は明らかにされておらないようになります。併しまして、その内容につきましてそれに対する対策を考慮しなければならぬという現在は段階にあると考えております。

○横山委員 そう言えは、そう言つてそれでしまいであります、世間が芦原を知をいたしておりますのは、明らかにあの調停案は、公社側、企業体側は、わしの方には金がないから政府の御返事を聞くなければならぬ、こう言つておるのでありますし、世間もまたそういう承認をしておるのであります。現におどいですか、各公社の人を集め、政府の関係大臣も会議を開かれて、その返事は、あなたの言つたような数字にも問題があるけれども、現実問題としてはできない、こういう結果に相なつておるよう私は聞いておるのであります。それでは専売の関係の方にお伺いしたいのですが、調停案は現在の専売の経理状態からいつて、これが実行可能であるかどうか、確答願いたい。

○三枝説明員 調停案の内容に感づられておりますものは、御承知の通り昭和三十一年度に於ける問題、それから三十二年度に於ける問題、十一年度の問題等を含まれておるわけですが、ござりますけれども、公社側といなしましては、いろいろその内容の実現に関しまして、検討を要する問題でありますので、自下検討でございまして、年度内のものにつきましても、直ちに実施でけるかどうかということについての最終的な検討は終っておりません。目下考慮中でございます。

○横山委員 本件は主として労働委員会においてほんとうの議論をすべきありますようから、私は一つ大蔵省と所管の職員の問題として簡単にお伺いをしておきますから、簡単に答えて願いたい。

今のお話では、年度内の問題については検討中、それから来年度の問題についてはできない、こういう意味ですか。

○三枝説明員 来年度の問題につきましては、来年度の予算に関連をする問題でございまして、予算の内容は政府の方で国会に提出されるわけでござりますので、私どもいたしましては、その予算の内容の中に、ああいう調停案の内容を含んで盛り込んであることは承知いたしておりませんのと、結論的にはおっしゃった通りとなると思います。

○横山委員 専務の調停について、あなたのお考えは大体わかるのですが、そのお考えによつて、政府へその意田を報告いたしましたか。

○三枝説明員 調停案が出されまして、その内容等につきましては、先ほど申しました通り、検討を要する問題

○横山委員 連絡を受けた大蔵省は、ほほ想像するところによれば、調停案の受諾を公社はすべからずとは言わぬけれども、公社はしないであろうと予測をしておるらしいのであります。仲裁裁定に対する政府の見解は、一昨日の会議で討議されましたか。

○足立政府委員 調停案がまとまりません場合には、当然仲裁委員会にかかるわけであります。いわゆる仲裁裁定がどのような形で行われるか、どう定めがど的内容のものであるかということは、今日想像もできないわけでありますから、従つて簡単にお答えすれば、今お答えのしようがないということしかないわけであります。もちろん法律の精神からいたしましても、仲裁裁定が行われました場合には、あらゆる努力をいたしましてこれを尊重するトうに努めなければならぬわけであります。そういう精神で今後善処いたしたいと考えております。

○横山委員 この調停案がどういうふうな仲裁裁定になつて現われるかわからぬといふことは、一般的な議論であります。少くとも関係者は、調停委員会の委員が仲裁委員を兼務しておるのであるから、同じ人物が全く變つた裁定を出すことはあり得ないということは、これまた常識であります。従つて調停案を審議される政府並びに各公社は、この調停案以降の裁定に対してどう

う対処すべきかということは、すぐにでも検討ができる問題だと私は確信するのでございます。  
それから政務次官のおっしゃる裁定の尊重という言葉につきましては、私は一本御注意を申し上げておきたいと思うのです。公労法ができまして以来、裁定の尊重、人事院の勧告の尊重という言葉がずいぶん言われておりますけれども、人事院勧告の尊重という言葉はあり得るのですが、裁定の尊重という言葉はあり得ないのであります。裁定といふものは一種の裁判制度であります、オール・オア・ナッシングです。かつての末弘巖太郎博士は、裁定を実施するか実施しないかといたることであつて、裁定を値引きしてこれを尊重したという言い方は、労働法上通らないと言つておるのであります。

点につきましてはよくお伺いいたしました。申し上げるまでもなく、公共企業体等労働関係法でありますと、第三十五条に「当該裁定が実施されるよう五条の定めるところによる。」といふ規定がござります。これを常識的に私は尊重すると申し上げたのでござります。「ただし、公共企業体等の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。」言いかえれば、政府を拘束するものではないということになるわけでございまして、その予算との関連、あるいは企業体内における今後の合理化等によってどれほどの資金が捻出できるか、いろいろな点を、これは公共企業体自身も検討している途上にあるという意味の御答弁を申し上げたのであります。

答弁のよううに、調停が出ても裁定が出ても、それは金がなければしょうがない、これは法律に書いてある通りだといふことでいけば、それもまた、そういうことでしょう。しかし労使の問題というものは、そういう論理ではなかなか解決しないのでありますて、法律の内容は内容といたしまして、ここに重要な問題になつております国家公務員、地方公務員、公共企業体職員の給与に際して一つ百尺竿頭一步を伸ばして、ここに裁定が出たら、迅速にそれを実施されるよう、政府側に要望いたしたいのであります。この点について最後に政務次官の御意見をお伺いして、私の質問を打ち切ることにいたしま

千四百二十一円、専焼ではプラス二千三百三十六円、国鉄ではプラス千八百八円、電電ではプラス二千三百六円となつておりますて、今回給与改訂法案を国会に提案いたしておりますが、この六二%の引き上げをやりまして比べましても、なおかつ今お話しのあった専焼あたりではプラス千四百六十一円、電電では千四百三十五円というのを筆頭にいたしまして、現業で林野とかアルコールとか造幣とかいうものは、実は今度の改訂が六二%行われますと、ベースにおいてはへつむどいしますか、マイナスになるという形でござります。こういうふうにすいぶんどこがあるわけでござります。従いまして一律一千二百円ベースアップといふ

りでそれを言われたのか知りませんけれども、とにかく聞きたいのは、幾らかの基礎は何ですか。あなたの言っている基礎は、何にプラスというその基礎は、何にプラス百円なり千八百円だと言つておられるのですか。その基礎のベースは何ですか。

○足立政府委員 現在の一般公務員給与ベースと各企業体の給与ベースとの比較を申し上げたのです。

○横山委員 現在の一般公務員の給与ベースとそれから各企業体のベースとの比較がそれだけ違う。それは予算單価ですか。

○足立政府委員 基準としては、一応本俸だけについての金額を申し上げたので、基準外賃金では、これが一割何

れをおやりになつてはいけませんよ。裁定が出てからこのアンバランスをもつたべん政府が直すということはないませんよ。政府にはもうそういうことをおやりになる時期はないのです。これは私はいい悪いで言つておるのはではありません。もしあなたがそういうういふ信でありますならば、来年の予算、今やつております予算の中でおやりしなければならぬのであります。わななければならぬのであります。それでなくしては、今度数日後に提出する予定の中では、あなたの議論はもう生かされない時期になつておるのでありますから、それは一つ今の予算案の中です。政務次官の非常にいい御意見を生かしていただきたいと思いますが、希望を申し上げておきます。裁定

げた通り、本年度の予算というような点もございますので、これを彼此勘案しまして、慎重に検討いたしてゐるわけござりますから、私どもなるべくこの法律に示されておりますように、給与体系をこの際合理化するということにつきましては、善処しなければならぬと思っておるわけでございますから、私が尊重と申し上げるのも、いわゆるおざなりの意味の尊重といふ意味ではございませんので、十分内容とかみ分けて合理化に一歩進みたいという考え方であるということは、責任を持って御答弁できると思うのであります。

○足立政府委員 私今申し上げた数字は、一つの参考にと思って、いかにでこぼこになつてゐるかということを示すために、単純な平均の数字で申し上げたわけです。

○横山委員 そうだらうと思います。

それで、これでやめます。やめますが、その数字については大いに異論があるといふことだけを申し上げておきます。

もう一つ申し上げておきますが、そういう比較の違いがあるから、これから一生懸命に検討をして善処をしたいとおっしゃつても、今調停が出て、調停はおそらくきょう仲裁に行くのです。仲裁へ行つて、裁定が出てからそ

○山本委員長 それでは先刻来引き続  
いております税制に関する法律案につ  
いて、質疑を続行いたします。奥村君  
十郎君。

○奥村委員 今回税制改正のいろいろな  
法案について、社会党の諸君が十八  
御質疑になつたので、これから私はこ  
党的のトップを切って質問させていただ  
きます。主として大藏大臣に質問をし  
たしたいと思いますが、きょうはその  
前提に、特に利子所得の課税につ  
て、大蔵省の主税局長、自治庁の税制  
部長、それから法制局の方の御意見  
渡邊国税局長官にお尋ねをいたしま  
す。

一千四百二十一円、専売ではプラス二千三百三十六円、国鉄ではプラス二千三百六円、電電ではプラス二千三百六円となつておりますて、今回給与改訂法案を国会に提案いたしておりますが、この六二名の引き上げをやりまして比べましても、なおかつ今お話しのあった専売あたりではプラス一千四百六十一円、電電では一千四百三十五円というのを筆頭にいたしまして、現業で林野とかアルゴールとか造幣とかいうものは、実は今度の改訂が六・二%行われますと、ベースにおいてはへこむといいますか、マイナスになるという形でござります。こういうふうにずいぶんどこがあるわけでござります。従いまして一律に千二百円ベース・アップというのは、実は私ども不可解に思つておるわけでございまして、そういう点については、各企業体とも私どもが感ずる以上に敏感に感じておるでありますし、また企業体内部における経理上の問題もございますが、ただいま申し上

りでそれを言われたのか知りませんけれども、とにかく聞きたいのは、幾らかの基礎は何ですか。あなたの言っている基礎は、何にプラス百円なり千八百円だと言つておられるのですか。その基礎のベースは何ですか。

○足立政府委員 現在の一般公務員給与ベースと各企業体の給与ベースとの比較を申し上げたのです。

○横山委員 現在の一 般公務員の給与ベースとそれから各企業体のベースとの比較がそれだけ違う。それは予算單価ですか。

○足立政府委員 基準としては、一応本俸だけについての金額を申し上げたので、基準外賃金では、これが一割何分か上回ると思います。

○横山委員 これは本俸だけの違いだとおっしゃるのであります。それは勤続年数や家族数や平均年令や学歴を、科学的に基礎を置いておやりになつたのですか。

いと思うのであります。

ますお尋ねしたいことは、今度の租税特別措置法で、一年以上の長期の利子所得に対しては、所得税は二年間に限って課税しないということです。現

に課税しておらぬわけです。ところが、住民税、特に市町村の住民税においては、第一の課税方式によれば、これは所得税額に基準を置いておるから、所得税額で課税しなければ当然住民税も課税しない、こういうことになるのです。が、第二種の方式、第三種の方式など

によりますと、これは所得税法第九条の所得計算の例によるということでありますから、租税特別措置法の規定は受けない、従つて当然利子所得には住民税がかかる、こういうことになつておるし、現にまた政府はそういう法律案を出しておられる。政府としては所得税はかけないが、こういう利子所得に対しても、これは一切第二種方式で第三方式においては市町村の住民税はかける、こういう御方針である。法律ではその通りになつておるのでですが、そういう方針かどうか、それを確かめておきたい。

○奥野政府委員　所得税を非課税とされ  
ます利子所得は、住民税の第二課税方  
式、第三課税方式の場合の課税標準額  
にも算入されないと考えております。  
御指摘のように第二、第三課税方式の  
場合の総所得金額は、所得税法第九条  
の規定によりますところの総所得金額  
をいうことにいたしております。所得  
税法第九条の中には、所得税の課税標準  
額は、これらの所得についてはこうい  
うように計算した金額をとるんだ、こ  
う書いてあるわけであります。従いま  
して、所得税が非課税でありますよ。

な所得の課税標準に入つてこない、こういう考え方を持つておるわけであります。御指摘のように所得税法を引っぱってきておるわけでありますから、所得税法あるいは租税特別措置法において得税に関する諸法規を包含した意味において市町村民税全體のかけ方はいたしておるわけでありますので、所得税法あるいは租税特別措置法において非課税とされます所得金額には入つてこないのだ、こう考えるわけであります。

○奥野委員　自治庁の奥野税務部長は、市町村の住民税においても、利子所得を非課税とされました二年以前にこの問題があつたわけでありまして、たしか当委員会が御議論があつただろうと思いますが、私は所得税を非課税とされます利子所得は、第二種方式、第三種方式の場合においては、課税標準の所得には入つてこないと考えておるわけであります。

○奥村委員　税務部長の方では、今までもかけていないし、これからもかけてないという御答弁でありますかが、私は実はしさいにこの所得税法それから租税特別措置法、その他の諸法規を読んでみたのであります。ところがどう読んでみても、第二種方式、第三種方式では住民税がかかるというふうに規定してあるように思います。もし私の言う通りであるとすればこれは重大な問題でありますから、この際明確にしておきたいと思います。

そこで、利子所得を、住民税の第二種方式、第三種方式においてもかけな

な所得の課税標準に入つてこない、こういう考え方を持つておるわけであります。御指摘のように所得税法を引つぱってきておるわけでありますが、所得税に関する法律規を含した意味で、得税に関する諸法規を含む意味において市町村民税全体のかけ方はいたしておるわけでありますので、所得税法あるいは租税特別措置法において非課税とされます所得金額には入つてこないのだ、こう考えるわけであります。

○奥村委員　自治庁の奥野税務部長は、市町村の住民税においても、利子所得を非課税としたわけでありまして、たしか当委員会が、今日までもかけていないのでありますか。

○奥野政府委員　利子所得を非課税とされました二年以前にこの問題があつたわけでありまして、たしか当委員会が、得は、第三種方式、第三種方式の場合においては、課税標準の所得には入つてこないと考えておるわけであります。

いというその法律の規定はどこにあるのですか。われわれはあくまでも税の問題は法律に基いて論議をする、また國民は法律に基いて納稅の義務がある、あくまでも法律の根拠についてお話を進めたいと思いますので、どの法律に基くのか。所得稅法第九条という規定は、明らかに利子所得には課稅するということになつておる。ただ租稅特別措置法で、所得稅だけは免除するということになつておるので、従つて所得稅法の第九条に準據するこの住民稅というものは、当然かけることになる。だから、それをもし打ち消す規定があるとすればどの規定によるのか、それをお尋ねしているわけです。

○奥野政府委員 所得の計算につきまして、住民稅と所得稅との間ににおいて二途に出るようなことは好ましくない、そのような意味におきまして、住民稅の所得は、所得稅において課稅されます所得を用いることにしておるわけであります。

所得稅法の九条におきましては、所得稅の課される所得についての規定がござります。所得稅の課される所得を、住民稅についてもそのまま使っていくのだと、従つて所得稅の課されない所得はおのずからはずれていくのだ、こういう考え方を持つておるわけであります。その場合に、市町村民稅で所得稅法を引っぱって参ります場合には、所得稅法及びこれに関連する諸法規を含めて規定をいたしておるわけでございまして、あるいは厳密に書きますが、個々の法律を一々引っぱってこなればならないのかもしませんが、そういう規定のいたし方はしていないわけであります。

いというその法律の規定はどこにあるのですか。われわれはあくまでも税の問題は法律に基いて論議をする、また国民は法律に基いて納税の義務がある、あくまでも法律の根柢についてお話を進めたいと思いますので、どの法律に基くのか。所得税法第九条といふ規定は、明らかに利子所得には課税するということになつておる。ただ租税特別措置法で、所得税だけは免除するということになつておるので、従つて所得税法の第九条に準拠するこの住民税というものは、当然かけることになる。だから、それをもし打ち消す規定があるとすればどの規定によるのか、それをお尋ねしているわけです。

○奥野政府委員 所得の計算につきまして、住民税と所得税との間において二途に出るようなことは好ましくない、そのような意味におきまして、住民税の所得は、所得欄において課税されます所得を用いることにしておるわけであります。

所得税法の九条におきましては、所得の課される所得についての規定がござります。所得税の課される所得

たとえて申し上げますと、御指摘になつておりますのは、地方税法の二百九十二条第一号の総所得金額、この規定をおつしやっているのだろうと思います。さらにまた第五号を見て参りますと、所得税額というものは、所得税法の規定によつて納付すべき所得税額をいうのだが、租税特別措置法の——これは分離課税になる所得税額であります、こういう所得税額は含まないのだ、特に含まないものにつきましては、ことさらに租税特別措置法を引つぱってきておるわけでありますので、そういう所得税額が含まれるような場合には、ことさらに租税特別措置法は引つばらないという建物でできているわけであります。

たとえて申し上げますと、御指摘になつておりますのは、地方税法の二百九十二条第一号の總所得金額、この規定をおっしゃっているのだろうと思ひます。さらにまた第五号を見て参りますと、所得税額というのは、所得税法の規定によつて納付すべき所得税額を定めます。されば、この規定による所得税額は、分離課税による所得税額であります。しかし、この所得税額は含まないもので、特に含まないものにつきましては、これらに租税特別措置法を引つぱっておるわけでありますので、そういう所得税額が含まれられるような場合には、ことさらに租税特別措置法は引つぱらないという建物でできているわけであります。

尋ねておるので、私の解釈と税務部長の御答弁とは全然違つておりますから、その点明らかにしますから、一つあとから法制局の解釈をはつきり御答弁願いたいと思います。

そこで自治府の方のお出しになつた「現行地方税の概観と主要な問題点」、このあなたの方のお出しになつた問題点の資料の中に、これは何かそのためのいろいろな審議会が全部で検討なさつたのでしよう。その御検討の中に、住民税の第二課税方式ただし書きに統一することについて、つまり全部こういう方式にしようという賛成意見の中に、住民税の「所得割の課税標準の算定上、国の政策による減免の措置の影響を回避するためには本方式によらざるを得ない」つまり国の政策による減免税、おもにこれは租税特別措置法を言うのでしようが、租税特別措置法による影響を回避するため、免れるために、第二種方式によつた方がいい、つまり租税特別措置法は第二種方式には適用されないのだ、その方がいいのだ、こういう勧告が出ておる。従つて私は、これはまことにごもつともな御意見だから、これに基いて法律を読んでみたのです。その通り書いてある。

そこあなたは、今第五の所得税額金額から基礎控除額だけ引いた、あるいは所得税額を引いた、こういうことです。課税総所得金額が基本になつてゐる。課税総所得金額というものはどういうものかというと、一項にいう総所得金額というものからはじき出してゐる。その総所得金額というものは、

所得税法第九条の規定によるものである。こうしたことでしょう。租税特別措置法を適用するということは、どちらもこれは出してこられない。従つてこの条文で見る限り、当然利子所得はかかる、こうことです。利子所得がかかるというなら、その租税特別措置法をその第二種方式第三種方式には適用しない——第二種方式にも第3種方式にも租税特別措置法を適用するという規定はどこに入っているか。それからただいまあなたがもう一つ言われた第二百九十七条の規定ですね。これは所得税額等の意義で、「前年の所得について適用されるべき所得税法の規定」と書いてある。所得税法の規定は、明らかに第九条の第一項には、利子所得には課税するとはっきり書いてある、それに基くとしておる。これにも何も租税特別措置法を適用するとは書いていない。どこにそういう規定があるのですか。

○奥野政府委員 第二百九十七条では

三種方式にも租税特別措置法を適用するという規定はどこに入っているか。それからただいまあなたがもう一つ言われた第二百九十七条の規定ですね。これは所得税額等の意義で、「前年の所得について適用されるべき所得税法の規定」と書いてある。所得税法の規定は、明らかに第九条の第一項には、利子所得には課税するとはっきり書いてある。これも租税特別措置法を適用するといふのですか。それなら、せめて所得税法等と書いてあつたらまだ話はわかるが、所得税法とはつきり書いてある。また租税特別措置法を適用するのなら、ほかの条項では、みな租税特別措置法の第何条の第何項を適用すると書いてある。それを、所得税法は租税特別措置法も含むんだというようになります。お尋ねします。今のお尋ねします。今の奥野税務部長の答弁は、それで正しいとお考えですか。

○野木政府委員 結論的に申しますと、法制局といたしましても、だい

きの奥野さんの解釈と同じような解釈をとつておる次第でございます。

○奥村委員 それでは法制局の方にお尋ねしますが、私の解釈は、第二種方

式、第三種方式は、先ほど申し上げた

ように、くどいようであります、所

得税法第九条の規定によって計算する

というふうに、地方税法第二百九十二

条第一項の、第一号と第四号ではつき

り書いてある。これによつて利子所得

にも住民税がかかる、こういうように思

う。それならそれに対して、租税特

別措置法の免稅規定を適用するとい

う。所得は課税するとなつてゐる。

のは、それではどこに書いてあるので

すか。

○野木政府委員 第二百九十二条第一

号の「総所得金額」所得税法第九条の

規定によつて「云々」というこの解釈

になる所得金額をいつておるのであり

ます。お尋ねしますが、ここ

は趣旨いたしましては、課税の対象

に、結局なうかと存じますが、こ

れは、その部分が適用になつて計算

されているわけであります。

○奥村委員 そういう御答弁で納稅者

は承知すると思いますかね。これはす

べての条項では、みな租税特別措

置法等と書いてあつたらまだ話はわか

りますが、所得税法とはつきり書いてあ

る。また租税特別措置法を適用するの

なら、ほかの条項では、みな租税特別

置法の第何条の第何項を適用するとい

う。所得は課税するとなつてゐる。

う。所得税法といいましても、ある意

味においては、実質的所得税法の意

味をとつておる。広く租税特別措置法

によつて減免するというものは、この

所得金額に入つてこない、立案の趣旨

としてはそういうように解釈したので

あります。

○奥村委員 法律などといふものは、

もしかりにこれが裁判所で論議になつ

たら、そんな便宜な解釈はおそらく通

用せぬのじやないか。たとい一字の間

違ひでも、裁判所の判決によつて非常

に重要な影響を及ぼすのですがね。

はつきり所得税法第九条の規定によつ

て計算すると書いてある。その所得税

法第九条一項の一号に、はつきり利子

所得は課税するとなつてゐる。またそ

れに租税特別措置法を適用して課税し

ないというその規定は、どこにあるかと

いふのです。規定がなくとも常識上そ

うだから——常識とも言えぬが、現に自

治府で出されたものには、そんなもの

はかけた方がいい、租税特別措置法は

適用せぬ方がいいというように書いて

いるのだから……あなたは、職責は

弁の法制局第二部長は、やはり法に基

いて、法の根拠を示して、一つ答弁し

てもらいたいと思います。推定だとか

落ちてくる、そう考えておる次第で

ございます。

○野木政府委員 立案当時はそういう

な便宜な解釈をするのですか。

○野木政府委員 この規定は、ただい

ま御指摘のような読み方をするとい

う。別の解釈を立てる人も、現にただ

いまおっしゃるようにあるのですか

ら、多少不明確といえれば不明確の点が

あるのは免れないと存じますが、しか

し立案の趣旨いたしましては、ここ

で争わっても、直ちに負ける、そ

うです。一つこらで法制局の解釈を書いてある。それを、所得税法は租税

特別措置法も含むんだというような

ことにはならないと存じます。しかし

う。所得税法といいましても、ある意

味においては、実質的所得税法の意

味をとつておる。広く租税特別措置法

によつて減免するというものは、この

所得金額に入つてこない、立案の趣旨

としてはそういうように解釈したので

あります。

○奥村委員 法律などといふものは、

もしかりにこれが裁判所で論議になつ

たら、そんな便宜な解釈はおそらく通

用せぬのじやないか。たとい一字の間

違ひでも、裁判所の判決によつて非常

に重要な影響を及ぼすのですがね。

はつきり所得税法第九条の規定によつ

て計算すると書いてある。その所得税

法第九条一項の一号に、はつきり利子

所得は課税するとなつてゐる。またそ

れに租税特別措置法を適用して課税し

ないというその規定は、どこにあるかと

いふのです。規定がなくとも常識上そ

うだから——常識とも言えぬが、現に自

治府で出されたものには、そんなもの

はかけた方がいい、租税特別措置法は

適用せぬ方がいいというように書いて

いるのだから……あなたは、職責は

弁の法制局第二部長は、やはり法に基

いて、法の根拠を示して、一つ答弁し

てもらいたいと思います。推定だとか

落ちてくる、そう考えておる次第で

ございます。

○野木政府委員 立案当時はそういう

な便宜な解釈をするのですか。

○野木政府委員 この規定は、ただい

ま御指摘のような読み方をするとい

う。別の解釈を立てる人も、現にただ

いまおっしゃるようにあるのですか

ら、多少不明確といえれば不明確の点が

あるのは免れないと存じますが、しか

し立案の趣旨いたしましては、ここ

で争わっても、直ちに負ける、そ

うです。一つこらで法制局の解釈を書いてある。それを、所得税法は租税

特別措置法も含むんだというような

ことにはならないと存じます。しかし

う。所得税法といいましても、ある意

味においては、実質的所得税法の意

味をとつておる。広く租税特別措置法

によつて減免するというものは、この

所得金額に入つてこない、立案の趣旨

としてはそういうように解釈したので

あります。

○奥村委員 法律などといふものは、

もしかりにこれが裁判所で論議になつ

たら、そんな便宜な解釈はおそらく通

用せぬのじやないか。たとい一字の間

違ひでも、裁判所の判決によつて非常

に重要な影響を及ぼすのですがね。

はつきり所得税法第九条の規定によつ

て計算すると書いてある。その所得税

法第九条一項の一号に、はつきり利子

所得は課税するとなつてゐる。またそ

れに租税特別措置法を適用して課税し

ないというその規定は、どこにあるかと

いふのです。規定がなくとも常識上そ

うだから——常識とも言えぬが、現に自

治府で出されたものには、そんなもの

はかけた方がいい、租税特別措置法は

適用せぬ方がいいというように書いて

いるのだから……あなたは、職責は

弁の法制局第二部長は、やはり法に基

いて、法の根拠を示して、一つ答弁し

てもらいたいと思います。推定だとか

落ちてくる、そう考えておる次第で

ございます。

○野木政府委員 立案当時はそういう

な便宜な解釈をするのですか。

○野木政府委員 この規定は、ただい

ま御指摘のような読み方をするとい

う。別の解釈を立てる人も、現にただ

いまおっしゃるようにあるのですか

ら、多少不明確といえれば不明確の点が

あるのは免れないと存じますが、しか

し立案の趣旨いたしましては、ここ

で争わっても、直ちに負ける、そ

うです。一つこらで法制局の解釈を書いてある。それを、所得税法は租税

特別措置法も含むんだというような

ことにはならないと存じます。しかし

う。所得税法といいましても、ある意

味においては、実質的所得税法の意

味をとつておる。広く租税特別措置法

によつて減免するというものは、この

所得金額に入つてこない、立案の趣旨

としてはそういうように解釈したので

あります。

○奥村委員 法律などといふものは、

もしかりにこれが裁判所で論議になつ

たら、そんな便宜な解釈はおそらく通

用せぬのじやないか。たとい一字の間

違ひでも、裁判所の判決によつて非常

に重要な影響を及ぼすのですがね。

はつきり所得税法第九条の規定によつ

て計算すると書いてある。その所得税

法第九条一項の一号に、はつきり利子

所得は課税するとなつてゐる。またそ

れに租税特別措置法を適用して課税し

ないというその規定は、どこにあるかと

いふのです。規定がなくとも常識上そ

うだから——常識とも言えぬが、現に自

治府で出されたものには、そんなもの

はかけた方がいい、租税特別措置法は

適用せぬ方がいいというように書いて

いるのだから……あなたは、職責は

弁の法制局第二部長は、やはり法に基

いて、法の根拠を示して、一つ答弁し

てもらいたいと思います。推定だとか

落ちてくる、そう考えておる次第で

ございます。

○野木政府委員 立案当時はそういう

な便宜な解釈をするのですか。

○野木政府委員 この規定は、ただい

ま御指摘のような読み方をするとい

う。別の解釈を立てる人も、現にただ

いまおっしゃるようにあるのですか

ら、多少不明確といえれば不明確の点が

あるのは免れないと存じますが、しか

し立案の趣旨いたしましては、ここ

で争わっても、直ちに負ける、そ

うです。一つこらで法制局の解釈を書いてある。それを、所得税法は租税

特別措置法も含むんだというような

ことにはならないと存じます。しかし

う。所得税法といいましても、ある意

味においては、実質的所得税法の意

味をとつておる。広く租税特別措置法

によつて減免するというものは、この

所得金額に入つてこない、立案の趣旨

としてはそういうように解釈したので

あります。

○奥村委員 法律などといふものは、

もしかりにこれが裁判所で論議になつ

たら、そんな便宜な解釈はおそらく通

用せぬのじやないか。たとい一字の間

違ひでも、裁判所の判決によつて非常

に重要な影響を及ぼすのですがね。

はつきり所得税法第九条の規定によつ

て計算すると書いてある。その所得税

法第九条一項の一号に、はつきり利子

所得は課税するとなつてゐる。またそ

れに租税特別措置法を適用して課税し

ないというその規定は、どこにあるかと

いふのです。規定がなくとも常識上そ

うだから——常識とも言えぬが、現に自

治府で出されたものには、そんなもの

はかけた方がいい、租税特別措置法は

適用せぬ方がいいというように書いて

いるのだから……あなたは、職責は

弁の法制局第二部長は、やはり法に基

いて、法の根拠を示して、一つ答弁し

てもらいたいと思います。推定だとか

落ちてくる、そう考えておる次第で

ございます。

おきましては、措置法で課税しないと言つておられる部分については、この総所得金額にそもそも入っておりませんから、課税の範囲外になりますが、措置法で課税するということになつておりますものは、やはり課税の対象となつておりますので、この課税総所得金額といううちには入つてゐるのではないとかと存じております。

○奥村委員 何を答弁しておるか。午前中から私の質問の要項を知らしてあります。今ころになって何という答弁なんですか。

○奥村委員

利子所得は課税しないと

いう部分は、そもそも課税総所得金額からはずします。その部分は入つてきません。しかしながら、租税特別措置法でも利子税を課するといつておる部分は、課税の対象になつておりますから、課税総所得金額の中には入つてゐる、そう解しております。

○奥村委員 その租税特別措置法をそ

ういうふうに適用するというのはどの

条文に——租税特別措置法を適用する

とどこに書いてあるのですか。

○野木政府委員 それはお言葉を返す

ようであります。条文自体からは、

先ほど申し上げましたように、やや不

明確な点があるということは、御指摘

を

ござります。

○奥村委員

利子所得につきましては、利子所得

を課税しないと

い

ます。

○野木政府委員

利子所得

を課税しないと

い

ます。

○奥村委員

う、こういう解釈をしておつた。しかし二つの法律を読んで課税するといい、しないといい、しかも御承知の利子所得は、年間百何十億になるでしょう。第三種方式、第四種方式を使用しておる市町村は、御承知の通り全国で約八割以上です。市町村の大部分でしょう。それで課税するように法律がきまつておるでしょう。それを課税しないというのはどういう規定で課税しないのか。ところがあなたの御答弁によると、租税特別措置法は一般的に地方税法に適用するのだ、適用しない場合だけが法律に書いてあるのだ、こういうふうにまことに都合のよい解釈だが、それじゃ所得稅法と書いてある場合には、必ず租税特別措置法を適用するのだ、もし例外があれば、その場合だけは規定するのだ、そのお言葉は法律に規定してあるのですか。やはりきめたことは法律に書いてなければ、そんな言葉だけで大せいの納稅者は承知できぬ。あなたの言う言葉はどこに規定しておるのでですか。

もちろん基本でございましょうけれども、先ほど申申し上げますようになります。二、三の他の立法もあるわけでございます。そういうものを含まして市町村民税についてはうたつておる。地方公法の二百九十七条に、所得税法の規定に基いて算定すると書いておつて、これとさらいろいろな法律を引っぱつてないのもそこに基礎がある、従つてまた適用しない場合についてだけ適応しないということを書いておつて、ここで、米穀生産者の所得について議論が絶えないのだ、こう申し上げておるわけであります。

○奥村委員 どうも話が焦点からはずしておりますが、もつと責任ある御答弁をして、さっぱりと誤まつておるなれば誤まつておると言われたらどうですか。そういうあいまいな答弁なら私は三日かかってもその答弁を追及しますよ。そんなことで本委員会の答弁は了承できません、どうかそれは質問をしてもらいたい。

それでお尋ねいたしますが、法律を作るお氣持はよくわかる。政府の御答弁はよくわかるが、しかし法律といふものは、一旦この国会で議決した以上は、立案者がどういう気持であるとか、また審議中にどういう過程があつた、法律というものは生まれた以上は、書いてある文句そのものが生きてくるのでしよう。そういうのではなくか。そこで政府の意図はどうであつまつたので、この書いてある法律は見せかけの法律で、みな意味がありません。そんなことでは、わ

れわれ国会議員はきょう限り仕事を認めなければならぬ。そうでしょう。私の言うのは、この二百九十二条に基いて所得税法第九条の規定で所得を計算し、それが基準となって住民税の第二種方式、第三種方式ができる、こう書いてある。そうすると、租税特別措置法を適用するというのは明文にはどこも書いてないのですが、明文で書いてないに、たゞく然と政府の解釈がなうだというのですか。その点はつきりして下さい。

○奥野政府委員 所得税法第九条といふ言葉が非常に誤解を生むものになつてゐるだろうと思います。御指摘になりましたように、法文が不備だといふ点は免れない、私はかようと考えております。その場合に、所得税法の第九条の規定を読んでいただきたい。そうしますと、所得税の課税標準という言葉を使つておるわけであります。その所得税の課税標準という所得税は、所得税法だけで律せられるのではなくて、租税特別措置法その他の諸法律も所用する。それを全部受けているのだ。そういう意味で、ことさらに租税特別措置法とか、あるいは農業関係の単独立法とか、そういうものは含むんだとは書いてない。二百九十七条の規定にもその精神が現われているのだ、かように考えておるわけであります。

○奥野政府委員 法律論だけに限定しまりますから、これだけははつきりしていただきたい。

それではもう一ぺんもとへ戻りますが、所得税法、法人税法、これは国税でも、法規論だけははつきりしていただきたい。

の基本法規として、年によって、時に  
よつてそつ手軽に改廢できるものでは  
ない基本法です。そこで租税特別措置  
法といふものは、臨時的の短期間にい  
ろんな事情があつて、特別な事情が  
あつて、租税特別措置法によつて所得  
税法あるいは法人税法を一部停止した  
り制限したりしている。従つて所得税  
法が基本である。従つて租税特別措置  
法を適用する場合は、租税特別措置法  
はこれこれの場合においては特に何年  
に限つて、二年間に限つて利子所得は  
こうとか、登録はこうとか、租税特  
別措置法にちゃんと限定して書かれて  
ある。そこで住民税の第二種、第三種  
方式は、租税特別措置法は適用しな  
い、適用するとは何も書いてない。そ  
うすると、今度は基本法規の所得税法  
は、明らかに利子所得は課税する。こ  
れは租税法の根本原則です。しかし貯蓄  
増強等のためにわざか二年間は課税し  
ない。しかし地方税の方は、これはま  
た国の施策とは別で、地方の財政の事  
情上、地方の方は租税特別措置法で利  
子所得は免税しても市町村の方はか  
けるのだということは当然です。そ  
ういう意味で、所得税法第九条を準用す  
ると書いてあるのです。第九条で利子  
所得がかかることになつておる。それ  
ならかからぬといふのはどこに規定が  
あるかといふのです。それがはつきり  
しなければ、この議論はいつまでた  
ても進みません。

子所得が入るか入らないかという問題は、私どもそれは入らないと解釈いたしております。それは第十三条で、これは税率の規定であります。課税所得金額に適次に各税率を適用してかける、こう書いてあります。課税総所得金額は課税総所得金額——ほかに課税減税額といいますのは、その第二項に、総所得金額等がありますが、課税所得金額は税率の規定であります。課税所得金額から前にあります各条の規定による所得控除、基礎控除を含めました所得控除を引いたものである、こういふようにいっておられます。つまり所得税法に、租税特別措置法によって非課税とされるものを引くということは書いてございませんが、これらの規定の構成から、当然に所得税のかかる所得からは、措置法等によつて非課税とされるものは排除されるというふうに解釈いたしております。従いまして、地方税法において一般に所得税と書いている場合に、特別措置法を含むかどうかという問題は別として、少くとも本件については、この所得税法の読み方で非課税とされる利子所得については、九条の所得に入らないというふうに私ども解釈しております。

○原政府委員 私が申しましたのは、退職所得あるいは山林所得と並んであります。ですが、問題は総所得金額であります。それから総所得金額というのが第九条に載っております。そこで、その総所得金額には非課税される所得が入るか入らないかという問題であります。それについての私どもの解釈を申し上げた。その解釈の際に、第九条の総所得金額という中に、措置法で非課税とされる利子所得が入るか入らないかといふことを、私どもがどう解釈するかといふことを申し上げてあるわけであります。そこで第九条の規定があり、あとで第十三条の規定で税率適用ということになります。その際税率を適用されるのは、課税総所得金額である。その課税総所得金額というのは総所得金額から各種の所得控除を引いたものである。その際私どもとしては、租税特別措置法によつて非課税とされるのは、総所得金額から落ちているんだ、その落ちた残りに随次この税率がかかる。そう解釈いたしませんければ、所得稅法は読めない、そういうふうな解釈で読むべきだというようになります。そこなりますと、翻つて九条の総所得金額のうち、利子所得につきましては、措置法で非課税となるものははざれるということになる解釈だと申したわけであります。それがそうであるならば、地方稅法で、一般的に措置法を所得稅法という文字で含めて読むかどうかいう問題までは別として、本件については、そういう意味でお考えいただけるのではなかろうかということを申したわけであります。

十二条第一項は、所得税法の全部を適用するのではない。所得税法の第九条の所得計算の方法だけを適用する。その第九条には、利子所得をいの一番に課税することになっている。そんなばかりの十三条や十五条を適用するとは書いてない。第九条は課税の方法として記めてある。そこでもし税務所の方が誤った課税をした場合は、今度は市町村役場で独自に課税することができるでしょう。そうすると、市町村役場はどういう法律に基いて課税の計算をするかといえば、所得税法第九条だけを読んで計算するでしょう。そういう規定になつてているでしょう。そんないまいな、この第九条に租税特別措置法も自然含むんだという解釈では、おそらく市町村役場は仕事はできぬはずです。そんな解釈がどこから出でてくるか。それは誤まつてゐるなら誤まつてゐるではつきり言いなさぬと、私は法律論としてはどこまでも正しいものは正しいで、あくまでもお尋ねします。

に思うわけでございまして、その点につきましては、将来必要な措置をとるべきものだらうというふうに考えております。

なお御指摘になりました、市町村役場から税務署に通知をする、これは税務署の決定が非常に均衡を欠いて低過ぎるというような場合には、正当な所得算定市町村の方でいたしまして、そして課税していくことができるわけで、その場合に税務署に通知して参る関連で問題が起つてくるのではないというふうに見ておるわけでござります。

○奥村委員 この問題だけは明らかにしておきたいと思いますが、国税庁長官は何かお忙しいですから、もうおそらくほかの問題に移る時間がないと想いますので、これでけつこうです。

それでは、自治庁御自身がお出しになつた問題点として、住民税の所得額の課税標準の算定上、国の政策による減免税措置の影響を回避するため、いわゆる租税特別措置法の影響を回避するためには、第二種方式によつた方がいい、こう書いてある。あなたの自身は、すでにほつきりと、第二種方式は租税特別措置法の利子所得だけでなしに、米穀の課税とか、山林の特別の措置とか、そういうものは適用しない。それを適用しないためには、第二種課税の方が多いんだというふうに、あなたの自治庁の方から出でてる。そうすると、あなた自身の解釈はどちらなんですか。

適当でないと考へております。所得税について行われておりますもので、所得税が非課税だとされてしまいと、私たちの今の規定の建前からいい金額にも入ってこないし、第二種課税方式、第三種課税方式でも課税できませんと、所得税の課税標準に入つてこないわけでありますから、自然総所得から、国税で課税できない場合であつても、市町村で課税できるような規定の仕方をしてもらいたい、こういうことを大蔵当局にも相談申し上げておるわけでございます。たとえて申し上げますと、配当所得があります場合には、三〇%が税額控除されます。これは税額控除でございまして、課税標準である所得には算入されるわけでございます。従いまして配当分につきましては、第二種方式、第三種方式をとります限り、全面的に市町村民税は課税していくけるわけであります。利子所得につきましても、どういうやり方がいいかという立法論はあろうかと思うのであります。それによりまして、必要以上に市町村民税につきまして国の所得課税の方式を強要していくということは適当ではないという考え方は、依然として持つておるわけでございます。

○奥野政府委員 それはそれでよろしいと思っております。第一種方式の場合は、所得税額にそのまま乗つかつていくわけであります。租税特別措置法で、所得税額の計算についていろいろ特例を置いております部分と、またその場合にも課税しないとか、あるいは税額控除をするとか、いろいろな書き方が入つておるだらうと思っております。その場合に、結果として出ました所得税額にそのまま乗つかつてしまふのが、第一種方式であります。従いまして、非課税になつておりますものは当然第一種方式の場合に課税できません。第二種方式の場合であります場合も、所得計算を国との間に見て、これに合わせていくわけであります。そこで国が特別の政策をとります場合、税額控除の方法をとつていてますと、やはり課税所得のものに入つてくるわけであります。第二種方式、第三種方式の場合にも、課税標準で市町村民税を課する場合に把握していくことができる、そういう利点があるわけでございます。

けを引いて、あと全部かかるわけです。から、税務署に申告していない、つまり所得税の免税の階級が、住民税でみんな所得割がかかるてくる。そうすると、税務署の方で調査していない分でも、つまり税務署の所得税の免税階級でも、市町村では、市町村役場で調査して課税をしておられるわけです。その場合市町村役場はどういう法律に基いて調査しておるのか、法律の建前です。二百九十二条には、總所得全額は所得税法第九条に基く、こういうことになつておるので、これだけで市町村は仕事をしておる。そこで、この場合に利子所得だけはかけぬということの規定はどこにあるか。衆議院やあるいは政府で審議しておったとまかることますらっと読んで、利子所得だけは課税書いてあるかといふんです。

○農野政府委員 話がもとに戻ったのであります。が、「所得税の課税の標準は」と書いてあるわけございまして、市町村役場は知らぬ。この法律を定はどこにあるか。衆議院やあるいは政府で審議しておったとまかることますらっと読んで、利子所得だけは課税書いてあるかといふんです。

二百九十二条には、總所得全額は所得税法第九条に基く、こういうことになつておるので、これだけで市町村は仕事をしておる。そこで、この場合に利子所得だけはかけぬということの規定はどこにあるか。衆議院やあるいは政府で審議しておったとまかることますらっと読んで、利子所得だけは課税書いてあるかといふんです。

(参照)

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

昭和三十二年三月十五日印刷

昭和三十二年三月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局